

お客さま各位

「未利用口座管理手数料」のご案内

当金庫では、令和3年4月1日以降に新たに開設いただく普通預金口座・貯蓄預金口座を対象に、下記のとおり「未利用口座管理手数料」を導入させていただきますのでご案内します。

記

1. 未利用口座管理手数料の対象となる口座について

次の①～⑤の全てに該当する口座を未利用口座とし、未利用口座管理手数料の対象といたします。

①	<u>令和3年4月1日以降に開設された</u> 普通預金口座（総合口座・無利息の決済用普通預金口座を含みます）・貯蓄預金口座であること。
②	最後のお預け入れまたは払い戻しから <u>2年以上</u> 、一度もお預け入れまたは払い戻しのご利用（該当預金口座のお利息の元本への組み入れ、および未利用口座管理手数料の引き落としは除きます）がない口座であること。
③	残高が <u>1万円未満</u> での口座であること。
④	同一支店の同一お客様番号で、定期性預金・投資信託・国債・外貨預金・保険などのお取引がないこと。
⑤	同一支店の同一お客様番号で、お借り入れがないこと。

※ 通帳紛失などによりご利用を停止されている口座も含まれます。

※ 令和3年3月31日までに開設された口座や、通常の入出金や口座振替等でお取引されているお客様の口座が対象となることはありません。

2. 未利用口座管理手数料の金額

1,320円（年間・消費税込み）

3. 未利用口座管理手数料徴求時のご案内と引き落としについて

- ・口座が未利用口座となった場合は、事前に当金庫にお届けのご住所あてに「ご案内」を送付します。
- ・ご案内後、一定期間（約2カ月）経過後も未利用口座の状態が続く場合は、未利用口座管理手数料を当該口座から引き落としいたします。

※送付したご案内が延着または到着しなかった時でも、通常到達すべき時に到着したものとみなします。

- ・翌年以降も未利用口座の状態が続く場合は、未利用口座管理手数料の対象となります。

4. 口座の自動解約について

- ・未利用口座管理手数料の引き落としの際に口座残高が当該手数料に満たない場合は、残高を当該手数料の一部とさせていただき、当該口座を自動的に解約いたします。
- ・この場合、口座残高以上のご負担および自動解約した後の手続きは必要ございません。
- ・ご負担いただいた未利用口座管理手数料の返却、解約した口座の再利用には応じかねます。

詳しくは、窓口または担当者までお問い合わせください。